地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）完了届（第１回支給申請書）

地様式第８号（R2.12.25）

計画書受理番号第　　　　号に係る第１回目の地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給を受けたいので、本助成金制度の内容・支給要件（不支給要件）について確認をした上で以下のとおり申請します。

また、当該申請書及び別紙の記載内容について相違ありません。

都道府県労働局

受理印

令和　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　労働局長　殿

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　申請者 | (1) 事業主 | （※個人事業の場合、屋号等を記入して下さい。） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （※個人事業の場合、事業主の氏名を記入して下さい。） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主たる事業所の所在（予定）地　〒　　　　　－　　　　　電話番号　　　　　（　　　　） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 代理人・社会保険労務士  （申請者が代理人又は社会保険労務士の場合のみ記入） |  | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在地　 〒　 　－　 　　　 電話番号 　　（ 　　　） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ２　設置･整備に係る事業所 | (1) 名称 |  | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 所在地 | 〒　　　　　－　　　　　電話番号　　　　　（　　　　） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 雇用保険適用事業所番号 |  |  |  |  | ― |  | |  | |  |  | |  |  | ― |  | |  |
| (4) 産業分類・小分類番号 |  | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 労働保険番号 |  |  |  |  |  |  | |  | |  |  | |  |  |  |  | |  |
| (6) 設置・整備費用 |  | | | | | | 万円 | | | | | | | | | | | |
| (7) 対象労働者数 |  | | | | | | 人 | | （うち新規学卒者数 | | | | | | | | 人） | |
| (8) 計画日前日の雇用保険被保険者数 |  | | | | | | 人 | | | | | | | | | | | |
| (9) 完了日の雇用保険被保険者数 |  | | | | | | 人 | | | | | | | | | | | |
| ３　地域区分  （右欄のいずれか１つの□に☑を記入） | | 同意雇用開発促進地域  過疎等雇用改善地域  　特定有人国境離島等地域  　地プロ対象区域  　寄附活用対象区域 | | | | | | | | | | |  | | | | | | |
| ４　計画日 | | 令和　　　年　　　月　　　日 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ５　完了日 | | 令和　　　年　　　月　　　日 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ６　生産性要件に係る申請であるか | | はい　　　　・　　いいえ | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※　中小企業事業主又は創業の上乗せ助成を希望する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ７　中小企業事業主の該当性（事業所単位でなく、法人単位で記入） | (1) 主たる事業  （右欄のいずれかの□に☑を記入） | 小売業（飲食店を含む。）  　サービス業 | 卸売業  　その他（　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| (2) 資本の額又は出資の総額 |  | | 円 |
| (3) 常時雇用する労働者の数 |  | | 人 |

※　創業の上乗せを希望する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ８　創業の該当性 | (1) 創業基準日　※裏面参照 | 令和　　年　　月　　日 |
| (2) 創業要件の充足 | 裏面８(2)ア～オ記載の創業要件に該当（　する　・　　しない　） |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 処理欄  （労働局記入欄） | 計画書受理日 | | | 計画書受理番号 | | | 完了届受理日 | | |
| 令和　　年　　月　　日 | | | 第　　　　　　　　　　号 | | | 令和　　年　　月　　日 | | |
| 支給・不支給決定日 | | | 支給・不支給決定番号 | | | 支給決定金額 | | |
| 令和　　年　　月　　日 | | | 第　　　　　　　　　　号 | | | 円 | | |
| 局長 | 部長 | 課長 | | 課長補佐 | 担当官 | | 係長 | 担当 |
|  |  |  | |  |  | |  |  |

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）完了届（第１回支給申請書）の記入について

１　申請者

(1) 法人事業主の法人名、役職・代表者氏名（個人事業主の場合は、屋号等、事業主氏名）、主たる事業所の所在地を記入して下さい。

(2) 代理人が本計画書を提出する場合は､代理人の氏名､所在地を､社会保険労務士法施行規則第16条第２項又は第１６条の３の規定に基づき社会保険労務士が本計画書を提出する場合は､｢提出代行者｣又は｢事務代理者｣と記載の上､社会保険労務士の氏名､所在地を記入して下さい。

２　設置・整備に係る事業所

(1) 本助成金の対象となる事業所の名称を記入して下さい。

(2) 事業所の所在地を記入して下さい。

(3) 事業所の雇用保険適用事業所番号を記入して下さい。

(4) 事業所の主たる事業に該当する日本産業分類の小分類の番号を記入して下さい。

(5) 事業所の労働保険番号を記入して下さい。

(6) 計画日から完了日までの間に引渡し及び支払いが行われた設置・整備の費用の額を記入して下さい。ここでいう「計画日」とは、計画書受理通知書に記載されている計画日を指します。また、「完了日」とは、完了届を提出する日を指します｡

(7) 計画日から完了日までに雇い入れた対象労働者の数を記入して下さい。

(8) 計画日の前日における雇用保険被保険者数を記入して下さい。

(9) 完了日における雇用保険被保険者数を記入して下さい。

３　地域区分

計画書受理通知書に記載されている、同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域、特定有人国境離島等地域、地プロ対象区域、寄附活用対象区域のいずれか１つの地域区分を選択して下さい。

４　計画日

計画書受理通知書に記載されている計画日を記載してください。

５　完了日

　　　完了日を記載してください。

６　生産性の向上

　　生産性の向上については、厚生労働省ホームページでご確認下さい。

７　中小企業事業主の該当性

中小企業事業主又は創業に対する上乗せ助成を希望する場合に限り、記載して下さい。中小企業事業主には、以下の表の「主たる事業」ごとに記載されているいずれか（※）の要件を満たせば該当します。該当性は、当該事業所を含む法人の完了日時点を基準として判断するので、「資本又は出資額」、「常時雇用する労働者数」は、完了日時点の金額等を記入して下さい。

※　医療法人等の資本金を有さない法人や個人事業主の場合は、「常時雇用する労働者」の要件を満たせば該当します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主たる事業 | 資本又は出資額 | 常時雇用する労働者 |
| 小売業（飲食店を含む。） | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | １億円以下 | 100人以下 |
| その他の業種 | ３億円以下 | 300人以下 |

８　創業の該当性

|  |
| --- |
| 創業に対する上乗せ助成を希望する場合は、創業基準日の前日から起算して２か月前の日から、創業基準日から起算して２か月を経過する日までの計画書を提出して下さい。期間を経過した場合は、創業の上乗せの対象とはなりません。 |

(1) 創業基準日とは、法人設立の場合は法人登記の（予定）日、個人事業の開業の場合は税務署に提出する個人事業開業届出書に記載されている開業日又は雇用保険の適用事業主となった日のいずれか早い日をいいます。該当する創業基準日を記載して下さい。

(2) 以下の創業の要件を確認の上、該当性を記載して下さい。

|  |
| --- |
| ア　親会社、子会社又は関連会社とほぼ同等の関係にある事業主が存在しないこと。人事、賃金、技術又は取引等の関係を通じて、他の事業主により営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を受けていると推測される事実が存在する場合も関連会社とする。  イ　当該法人の代表者又は個人事業主が、創業基準日から過去３年以内に法人の代表者又は個人事業主であった者でないこと。  ウ　当該法人の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数が他の事業主の取締役会その他これに準ずる機関の構成員でない、又は取締役会その他これに準ずる機関の構成員であった者でないこと。  エ　①屋号が同一､②取引先（顧客を含む。）が引き継がれている､③商品・メニュー等が同一である､④労働者が引き継がれている､これら①～④のいずれかに該当し、営業譲渡､営業の賃貸借､営業の委託等に伴い設立された法人又は開業された個人事業でないこと。  オ　創業基準日から、当該法人の代表者又は個人事業主が、専ら当該法人等の業務に従事するものであること。専ら従事しているとは、事業所の勤務時間中は当該事業所に出勤等していることをいう。  なお、収入の多寡、勤務時間外にかかわらず、他の業務に従事している場合は、専ら従事していないこととする。 |